1．令和5年度就学援助制度の実施について

1．就学援助制度の周知方法

都道府県	市町村名	（1）就学援助制度の周知方法（あてはまるものに○） ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載または就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に就学援助制度の書類を配布	オ．学校説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から児童生徒へ入学案内を送付	コ．その他	（2）（1）のコの内容
50	55	48	34	19	38	34	28	40	1	3	21	21
千葉県	千葉市	○	○			○		○			○	・入学通知書に就学援助制度について記載　・児童扶養手当認定時に就学援助制度の案内を配付 ・各区役所窓口に就学援助制度の書類を配置
千葉県	銚子市	○	○			○						
千葉県	市川市	○	○		○		○	○			○	2学期中に学校で就学援助制度の書類を配布。児童扶養手当所管課で就学援助制度の案内を配布。
千葉県	船橋市	○	○				○	○			○	学校から保護者へのメール配信、船橋駅前のデジタルサイネージ、SNS（Twitter）
千葉県	館山市	○	○	○		○	○	○			○	就学通知書及び就学時健康診断通知書に就学援助制度の書類を同封している。
千葉県	木更津市	○			○		○	○				
千葉県	松戸市	○	○		○		○	○				
千葉県	野田市	○			○		○	○				
千葉県	茂原市	○	○		○	○	○	○				
千葉県	成田市	○	○	○	○	○		○				
千葉県	佐倉市	○	○		○	○		○				
千葉県	東金市	○	○		○	○	○	○				
千葉県	旭市	○	○	○	○		○	○				
千葉県	習志野市	○	○	○	○	○					○	学校から保護者に配付する学校だよりに掲載
千葉県	柏市	○	○	○	○		○					
千葉県	勝浦市	○						○			○	転入者、区域外就学の保護者には、個別に案内をしている
千葉県	市原市	○	○	○	○	○	○	○				
千葉県	流山市	○	○	○	○		○	○				
千葉県	八千代市	○	○		○	○	○	○			○	就学時健康診断時に書類を配布し、問診開催の学校での入学説明会にて説明を実施　学校に学校だより に案内を掲載するよう依頼
千葉県	我孫子市	○			○	○	○	○				
千葉県	鴨川市	○	○			○					○	在校生に対し、年1回「就学援助制度のお知らせ」チラシを配布している。
千葉県	鎌ケ谷市	○			○		○	○			○	福祉面から子育てをサポートする担当課が作成するハンドブックにお知らせを掲載している。 必要に応じて窓口で案内している。
千葉県	君津市	○			○	○	○	○				
千葉県	富津市	○	○				○					
千葉県	浦安市	○	○	○		○	○	○				
千葉県	四街道市	○	○		○	○	○	○				
千葉県	袖ケ浦市	○	○			○	○	○				
千葉県	八街市	○	○	○	○	○	○	○				
千葉県	印西市	○			○	○		○			○	学期ごとに学校で就学援助制度の書類を配布
千葉県	白井市		○					○			○	白井市役所公式ホームページで制度を掲載
千葉県	富里市	○	○	○	○	○		○				
千葉県	南房総市	○	○	○		○		○				
千葉県	匝瑳市	○		○				○			○	入学通知書の郵送時に案内を同封
千葉県	香取市		○	○	○	○		○				
千葉県	山武市	○			○						○	保護者向け一斉配信メールでお知らせ
千葉県	いすみ市	○			○							
千葉県	大網白里市	○		○	○	○					○	各学校の学校だよりに掲載、市発行の子育てサポートブック(子育て支援版)に掲載
千葉県	酒々井町	○		○	○	○					○	各小・中学校の「学校だより」へ掲載
千葉県	栄町	○	○	○	○	○		○		○		
千葉県	神崎町	○	○	○		○		○	○			
千葉県	多古町	○				○		○		○	○	在校生については、2月中に案内を配布。
千葉県	東庄町					○	○	○				
千葉県	ちゃち葉町	○	○	○	○	○					○	学校だよりに制度を掲載
千葉県	芝山町				○	○				○	○	保護者宛て文書の郵送
千葉県	横芝光町	○			○	○	○	○				
千葉県	一宮町	○			○	○	○	○				
千葉県	睦沢町	○		○				○				
千葉県	長生村	○	○		○	○		○				
千葉県	白子町	○	○				○	○				
千葉県	長柄町	○	○		○	○						

都道府県	市町村名	（3）就学援助（要保護・準要保護）の申請期間（あてはまるもの1つに○） ア．申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ．締切を設けずに年度末から援助	ウ．締切を設けたが、年度末から援助	エ．締切を設けたが、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	オ．各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	カ．その他	（4）（3）のオの内容・補足事項	（5）就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法（あてはまるものを全てに○） ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ．その他	（6）（5）のキの内容
50	55	0	2	50	8	3		3	26	8	22	1	0	0	3	3
千葉県	千葉市			○					○							
千葉県	銚子市			○					○							
千葉県	市川市			○							○					
千葉県	船橋市			○					○							
千葉県	館山市			○							○					
千葉県	木更津市			○					○							
千葉県	松戸市		○							○						
千葉県	野田市			○							○					
千葉県	茂原市			○							○					
千葉県	成田市			○					○						○	入学感謝学用品費（入学前支給）については、入学予定校の法か教育委員会でも受付可能としている
千葉県	佐倉市			○					○							
千葉県	東金市			○							○					
千葉県	旭市			○							○					
千葉県	習志野市			○					○							
千葉県	柏市			○							○					
千葉県	勝浦市			○							○					
千葉県	市原市			○							○					
千葉県	流山市			○					○						○	市内在住の児童・生徒で国立・高立・私立学校に在学中の場合は、希望者が教育委員会に提出
千葉県	八千代市					○		臨時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請日を基準に援助		○						
千葉県	我孫子市			○					○							
千葉県	鴨川市			○					○							
千葉県	鎌ケ谷市			○					○							
千葉県	君津市			○					○							
千葉県	富津市			○					○							
千葉県	浦安市			○					○							
千葉県	四街道市			○					○							
千葉県	袖ケ浦市			○					○							
千葉県	八街市			○					○						○	（小学校就学予定者に限り）入学説書会に係る申請のみ、申請を希望する者が教育委員会に提出
千葉県	印西市			○					○							
千葉県	白井市			○						○						
千葉県	富里市			○					○							
千葉県	南房総市			○					○							
千葉県	匝瑳市			○							○					
千葉県	香取市			○					○							
千葉県	山武市			○												
千葉県	いすみ市			○					○							
千葉県	大網白里市			○							○					
千葉県	酒々井町			○						○						
千葉県	栄町			○							○					
千葉県	神崎町		○						○	○	○					
千葉県	多古町			○							○					
千葉県	東庄町			○							○					
千葉県	ちゃち葉町			○						○						
千葉県	芝山町			○							○					
千葉県	横芝光町			○					○							
千葉県	一宮町			○							○					
千葉県	睦沢町			○							○					
千葉県	長生村			○						○						
千葉県	白子町			○					○							
千葉県	長柄町			○							○					

都道府県	市町村名	（7）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫（あてはまるものを全てに○） ア．目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ．各費目の援助額や年間援助回数の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他	（8）その他の内容
50	55	19	2	53	41	10	4	4
千葉県	千葉市			○	○	○		
千葉県	銚子市						○	児童扶養手当担当課に児童扶養手当受給申請書に対し、就学援助制度のチラシの配布依頼
千葉県	市川市			○	○	○		
千葉県	船橋市			○	○	○		
千葉県	館山市							
千葉県	木更津市			○	○			
千葉県	松戸市			○	○	○		
千葉県	野田市			○	○	○		
千葉県	茂原市				○			
千葉県	成田市			○		○		
千葉県	佐倉市			○	○	○		
千葉県	東金市	○		○	○			
千葉県	旭市	○		○	○			
千葉県	習志野市			○	○		○	転入者に対し、就学援助制度の案内を配布している。
千葉県	柏市	○		○	○	○		
千葉県	勝浦市			○	○		○	転入者、区域外就学の保護者には、個別に案内をしている
千葉県	市原市	○	○	○	○			
千葉県	流山市			○	○			
千葉県	八千代市	○	○	○	○			
千葉県	我孫子市			○	○			
千葉県	鴨川市							
千葉県	鎌ケ谷市	○		○	○			
千葉県	君津市				○			
千葉県	富津市				○			
千葉県	浦安市	○		○	○	○		
千葉県	四街道市							
千葉県	袖ケ浦市							
千葉県	八街市			○		○		
千葉県	印西市			○	○			
千葉県	白井市				○			
千葉県	富里市			○	○			
千葉県	南房総市							
千葉県	匝瑳市			○	○		○	児童扶養手当担当課で、離婚等により申請に来られた児童生徒の保護者に対して就学援助制度の案内を配布し、届出を促している。
千葉県	香取市							
千葉県	山武市			○	○			
千葉県	いすみ市							
千葉県	大網白里市			○	○			
千葉県	酒々井町							
千葉県	栄町							
千葉県	神崎町							
千葉県	多古町			○	○			
千葉県	東庄町							
千葉県	ちゃち葉町			○	○			
千葉県	芝山町				○			
千葉県	横芝光町							
千葉県	一宮町			○	○			
千葉県	睦沢町				○			
千葉県	長生村				○			
千葉県	白子町				○			
千葉県	長柄町							

2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び准要保護）

令和5年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つにこの）

都道府県	市町村名	<小学校> ア. 入学前支給を行っている	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ. 入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ. そもそも新入学児童生徒の保護者がその費用を負担しているため、入学前支給を行っていない	オ. そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ. その他	<小学校>（2）（1）のカの内容	<小学校> ア. 令和4年度（令和5年度新入学分）以前	イ. 令和5年度（令和6年度新入学分）	ウ. 令和6年度（令和7年度新入学分）以降	エ. 未定	<小学校> ア. 8月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月初旬（入学式前）	<小学校> ア. 教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ. 自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ. 就学案内の書類に記載または就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に学校で案内を配布	オ. 学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ. 域内の幼稚園や保育所や案内を配布	キ. 域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. 小学校入学予定者がいる家庭へ案内を郵送	コ. その他	<小学校>（6）（5）のコの内容	<小学校>（7）（4）でア. イ. ウ. エに○がしたが場合、（入学前支給の）①開始時期②申請期日③（7）の場合）支給時期	<小学校> ア. 予算の確保が難しいから	イ. 規則改正などが内部手続きに時間がかかるから	ウ. 認定回数が増えると、支給後に転居へした場合の対応など事務量が増加するから	エ. （入学前支給と比べると）経済的負担減軽減があるから	オ. その他	<小学校>（9）（8）のエ及びオの内容
50	50	34	0	0	0	0	1	1	34	0	0	0	0	0	0	0	2	9	18	28	1	30	24	13	30	24	4	4	1	2	9	9	2	0	0	0	0	0	0
千葉県	千葉市	○							○											○		○	○		○		○												
千葉県	銚子市	○							○									○					○		○														
千葉県	市川市	○							○											○		○	○		○		○												
千葉県	船橋市	○							○									○				○	○			○													
千葉県	館山市	○							○											○		○	○	○		○						○	就学通知書及び就学時健康診断通知書に就学援助制度の書類を同封している。							
千葉県	木更津市	○							○											○					○													
千葉県	松戸市	○							○										○			○			○													
千葉県	野田市	○							○										○			○			○													
千葉県	茂原市	○							○											○					○	○													
千葉県	成田市	○							○											○		○	○		○														
千葉県	佐倉市	○							○											○		○	○		○														
千葉県	東金市	○							○											○					○	○		○											
千葉県	旭市	○							○										○			○	○	○	○														
千葉県	習志野市	○							○											○		○	○		○	○													
千葉県	柏市	○																	○			○	○	○	○														
千葉県	勝浦市	○							○										○			○					○	○				○	転入者、区域外就学の保護者には、個別に案内をしている。							
千葉県	市原市	○							○										○						○	○													
千葉県	流山市	○							○										○			○	○		○														
千葉県	八千代市	○							○										○						○	○						○	就学児健康診断時に書類を配布し、学校の入学説明会にて説明を実施							
千葉県	我孫子市	○							○										○			○	○		○	○													
千葉県	鴨川市	○							○											○						○	○													
千葉県	鎌ケ谷市	○							○									○							○														
千葉県	君津市	○							○									○				○			○	○													
千葉県	富津市	○							○											○		○	○									○	就学時健康診断通知の際に案内を同封							
千葉県	浦安市	○							○									○				○		○															
千葉県	四街道市	○							○									○	○			○	○		○														
千葉県	袖ケ浦市	○							○									○																					
千葉県	八街市	○							○									○				○			○	○							ア.①12/1～1/31 ②12/1～1/31 ③2月後半 ウ.①8～10月頃（就学時健康案内と同時に各園で配布）②～③アと同様							
千葉県	印西市	○							○											○					○	○													
千葉県	白井市	○							○											○			○					○				○	12月に入学通知書を発送する際に、案内文を同封している。白井市役所公式ホームページで制度を掲載。							
千葉県	富里市	○							○											○		○			○	○													
千葉県	南房総市	○							○										○				○	○		○													
千葉県	匝瑳市	○							○										○			○										○	入学通知書の郵送時に案内を同封							
千葉県	香取市	○							○									○					○		○														
千葉県	山武市	○							○										○			○			○														
千葉県	いすみ市	○							○											○		○			○														
千葉県	大網白里市	○							○											○		○			○														
千葉県	酒々井町	○							○								○							○	○							○	就学援助家庭で小学校入学予定者がいる家庭に案内を郵送							
千葉県	栄町	○							○											○		○	○	○	○	○													
千葉県	神崎町	○							○											○		○	○	○		○			○										
千葉県	多古町	○							○								○					○				○						○	就学時健康診断の案内の書類とともに配布。 その後、就学時健康診断の際に申請書を提出してもらう。							
千葉県	東庄町	○							○											○						○													
千葉県	たき太東町	○							○											○		○	○	○	○														
千葉県	芝山町	○							○											○					○	○				○	○	保護者宛て通知を郵送							
千葉県	横芝光町	○							○									○				○			○	○													
千葉県	一宮町	○							○											○					○													
千葉県	睦沢町	○							○											○				○						○									
千葉県	長生村	○							○											○			○		○	○													
千葉県	白子町	○							○												○					○													
千葉県	長柄町	○							○									○							○	○													

都道府県	市町村名	<中学校> ア．入学前実施を行っている	イ．入学前実施を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前実施をしてはいるが、現在検討もしていない	エ．そもそも入学予定者自らその費用を無償化しているため、入学前実施を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前実施を行っていない	カ．その他	<中学校> (2)（1）のカの内容	<中学校> ア．令和4年度（令和4年度新入学分）以前	イ．令和5年度（令和5年度新入学分）以降	ウ．令和6年度（令和6年度新入学分）以降	エ．未定	<中学校> ア．4月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月（初年（入学式前）	<中学校> ア．年度イ．改訂などの内容が複雑だから	ウ．規則改正などの内容が複雑に時間がかかるから	エ．認定回数が増える、事務量に伴う負担が増加するから	オ．入学前と入学後とで保育料負担額調整があるから	カ．その他	<中学校> (6)（5）のエ及びオの内容	5．実対象世帯の認定について（重複可） （1）当てはまるもの1つに○ ア．従前により実対象世帯の認定を行っており、その旨と根拠の基準により認定	イ．新たに認定基準等を整備し、その基準により認定	ウ．補助が必要な場合、事例に応じて個別に対応	エ．財政補助制度の新設または拡充により対応	オ．新たに認定基準を整備することを検討中	カ．そもそも対象者がいない	キ．その他	（2）（1）のキの内容
50	56	53	0	0	0	1	1	1	53	0	0	0	0	0	1	0	3	8	12	28	0	0	0	0	0	0	0	19	0	29	1	1	2	3	3
千葉県	千葉市	○							○											○								○							
千葉県	銚子市	○							○											○								○							
千葉県	市川市	○							○											○								○							
千葉県	船橋市	○							○											○								○							
千葉県	館山市	○							○											○										○					
千葉県	木更津市	○							○											○										○					
千葉県	松戸市	○							○										○											○					
千葉県	野田市	○							○										○									○							
千葉県	茂原市	○							○										○											○					
千葉県	成田市	○							○											○								○							
千葉県	佐倉市	○							○											○								○							
千葉県	東金市	○							○											○								○							
千葉県	旭市	○							○										○									○							
千葉県	習志野市	○							○											○										○					
千葉県	柏市	○							○						○													○							
千葉県	勝浦市	○							○										○									○							
千葉県	市原市	○							○										○									○							
千葉県	流山市	○							○								○											○							
千葉県	八千代市	○							○										○												○				
千葉県	我孫子市	○							○											○										○					
千葉県	鴨川市	○							○											○										○					
千葉県	鎌ケ谷市	○							○											○								○							
千葉県	君津市	○							○									○												○					
千葉県	富津市	○							○											○										○					
千葉県	浦安市	○							○									○												○					
千葉県	四街道市	○							○										○									○							
千葉県	袖ケ浦市	○							○									○												○					
千葉県	八街市	○							○										○											○					
千葉県	印西市	○							○											○								○							
千葉県	白井市	○							○											○								○							
千葉県	富里市	○							○											○								○							
千葉県	南房総市	○							○										○											○					
千葉県	匝瑳市	○							○									○												○					
千葉県	香取市	○							○									○												○					
千葉県	山武市	○							○										○											○					
千葉県	いすみ市	○							○											○										○					
千葉県	大網白里市	○							○											○														○	整備されておらず、現在検討もしていない。
千葉県	酒々井町	○							○								○													○					
千葉県	栄町	○							○											○													○		
千葉県	神崎町	○							○											○														○	特にない。
千葉県	多古町	○							○								○													○					
千葉県	東庄町	○							○											○								○							
千葉県	ちょうし町	○							○											○														○	実対象世帯の基準が整備していない。
千葉県	芝山町	○							○											○										○					
千葉県	横芝光町	○							○									○												○					
千葉県	一宮町	○							○											○										○					
千葉県	睦沢町	○							○											○										○					
千葉県	長生村	○							○											○										○					
千葉県	白子町	○							○									○												○					
千葉県	長柄町	○							○									○															○		

		4. 就学援助制度の概要確認・認定基準について																								5. 生活保護基準単純による事業復帰への影響及び対応について										6. 就学援助率
		(3) 令和5年度当初における事業復帰の認定基準(該当するもの全てに○)																								4. (3)で ソ、タ又はチに○をした場合、市区町村民税課税等に関する係数(倍率)		(5) (3)でツに○をした場合、市区町村民税課税等に関する係数(倍率)																		

7. 令和5年度重要夜間就学援助額

1. 小学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額)

都道府県	市町村名	(1) 費目毎の援助額 学用品費 費目の設定の有無	実費・限物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	新入学児童生徒学用品費等 費目の設定の有無	実費・限物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	通学費 費目の設定の有無	実費・限物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	修学旅行費 費目の設定の有無	実費・限物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	(5) 補足事項
50	55	53	0	0	9	9	9	48	49	0	2	55	0	0	5	5	5	50	50	0	0	87	28	28	1	1	1	0	0	0	10	55	47	47	8	8	8	0	0	0	2	22
千葉県	千葉市	○						○	11,630			○						○	54,080			○	○	30,419								○	○	2,145								-通学用品費は、2年生以上に支給
千葉県	銚子市	○						○	13,260			○						○	56,020			○	○	52,020								○	○	22,000								-令和5年度予算計上単価で記入
千葉県	市川市	○						○	11,630			○						○	54,080			○	○	0							実績なし。	○	○	21,407								
千葉県	船橋市	○						○	11,630			○						○	54,080			○	○	0							実績無し。	○	○	20,169								給食費について、就学援助認定者は全額減免。
千葉県	館山市	○						○	11,630			○						○	54,080			○	○	0							実績無	○	○	26,180								令和5年度予算計上単価
千葉県	木更津市	○						○	11,630			○						○	54,080													○	○	18,081								
千葉県	松戸市	○						○	11,630			○						○	54,080			○	○	9,155								○	○	21,720								
千葉県	野田市	○						○	11,630			○						○	54,080													○	○	18,688								
千葉県	茂原市	○						○	11,630			○						○	54,080													○	○	25,786								
千葉県	成田市	○			○	※	※				上限の金額及び支給平均額が、11,630円、小2～6：13,900円	○						○	54,080			○	○	0									支給実績無し。	○	○	22,690								-支給平均額は令和5年度予算計上額 -「学用品費」が「通学用品費」を分割した額を「学用品費-通学用品費」として、1つの費目で支給
千葉県	佐倉市	○						○	11,630			○						○	54,080													○	○	17,990								
千葉県	東金市	○						○	11,630			○						○	54,080													○	○	20,104								
千葉県	旭市	○						○	11,630			○						○	54,080			○	○	0							支給実績なし	○	○	26,269								【交通費】該当児童がいないため 【オンライン学習通信費】金額は世帯上限で支給手行く 通学費、校外活動費(宿泊を伴うもの)、(4)ランドセル・食事代は費目の設定は有りだが、令和4年度は実績値なし。 修学旅行費、校外活動費(宿泊を伴わないもの)は令和5年度予算単価値。
千葉県	習志野市	○						○	11,630			○						○	54,080			○	○	0								○	○	26,000								
千葉県	柏市	○						○	11,630			○						○	54,080													○	○	18,078								
千葉県	勝浦市	○						○	11,630			○						○	54,080			○	○	18,628								○	○	24,934								
千葉県	市原市	○						○	11,640			○						○	51,110			○	○	34,485								○			○	21,585	17,065					
千葉県	流山市	○						○	11,630			○						○	54,080													○	○	18,523								
千葉県	八千代市	○						○	11,630			○						○	54,080			○	○	10,000							R5予算単価	○	○	26,180							R5予算単価	医療費はR4支給実績なし。学校給食費以外の平均支給額はR5予算単価
千葉県	茂原市	○						○	11,630			○						○	54,080													○	○	25,000								
千葉県	鴨川市	○						○	11,630			○						○	54,080													○	○	18,208								
千葉県	鎌ケ谷市	○			○	11,630	11,085					○						○	54,080													○	○	20,402								医療費については、実績がないため、「0円」となっている。
千葉県	君津市	○						○	11,630			○						○	54,080			○	○	0								○	○	22,888								
千葉県	富津市	○						○	11,630			○						○	54,080			○	○	0								○			○	22,690	15,254					通学費は、対象費目がありますが、支給実績はありません。
千葉県	浦安市	○						○	11,630			○						○	54,080													○	○	23,000								限度単価は令和5年度予算額です。
千葉県	印旛広市	○						○	11,630			○						○	54,080													○	○	19,862								
千葉県	袖ケ浦市	○						○	11,630			○						○	54,080													○	○	17,088								
千葉県	八街市	○						○	11,630			○						○	54,080													○			○	22,690	19,873					学用品費-通学用品費について、年度途中から認定された者および年度途中で就学援助打ち切りとなった者には、(一定額÷12)×(就学援助認定期間(月数))を支給する。
千葉県	印西市	○			○	13,900	11,129					○			○	54,080	50,413					○	○	0								○	○	14,882								-学用品費と通学用品費は令和7年上限額(13,900円)を設定 → 学用品費単価に記入し、通学用品費単価は空欄 -通学費0円 → 対象者がいなかったため 学用品費及び通学用品費は、令和4年度予算に計上した単価を支給平均額に記載。 通学費及び医療費は実績なし。
千葉県	白井市	○			○	11,630	11,630					○						○	54,080			○	○	0								○	○	18,731								
千葉県	富里市	○			○	11,630	10,995					○			○	54,080	51,112					○	○	30,065								○	○	14,740								
千葉県	南房総市	○						○	11,630			○						○	54,080			○			○	40,020	0				利用なし。	○			○	22,690	19,859				
千葉県	匝瑳市	○						○	11,630			○						○	54,080			○	○	0							実績なし。	○	○	22,130								
千葉県	香取市	○						○	11,630			○						○	54,080													○	○	23,033								医療費は、令和4年度実績なし。
千葉県	山武市	○						○	11,630			○						○	51,080													○	○	21,960								
千葉県	いすみ市	○						○	11,630			○						○	54,080			○	○	0								○	○	18,600								眼鏡等購入費は令和5年度より開始
千葉県	大網白里市	○						○	11,630			○						○	54,080													○	○	19,047								
千葉県	酒々井町	○						○	11,630			○						○	51,080			○	○	0							実績なし。	○	○	12,317								
千葉県	栄町	○			○	11,630	11,630					○			○	51,080	51,080															○	○	15,000								
千葉県	神崎町	○						○	11,630			○						○	54,080			○	○	0								○	○	21,881								
千葉県	多古町	○						○	11,630			○						○	54,080			○	○	0							実績なし。	○	○	29,758								オンライン学習通信費については、令和4年10月1日から適用。年度途中から就学援助費の支給が開始する場合は、年間48,000円を2月で割って得た額に支給月数を乗じて得た額（10円未満は切捨て）を支給額とする。
千葉県	東庄町	○						○	11,630			○						○	54,080													○			○	22,690	22,690					
千葉県	ちゃち町	○			○	11,630	10,252					○						○	54,080													○			○	22,690	22,030					
千葉県	芝山町	○						○	11,630			○						○	54,080													○			○	22,690	22,690					
千葉県	横芝光町	○						○	11,630			○						○	51,080													○	○	26,747								-(1)新入学児童生徒用学用品費の対象は第1学年のみとなり、入学前に受給していない者に限ります。 -(1)通学用品費の対象は第1学年以外となります。 -(1)医療費は18歳まで無料であり、支出がないため0円となります。 -(4)中学校入学準備費の対象は第6学年のみとなります。
千葉県	一宮町	○						○	11,630		4月に年額支給としていたが、年度の途中で認定は月割り支給をしている。	○						○	54,080													○	○	26,932								
千葉県	睦沢町	○						○	11,630			○						○	54,080													○	○	12,600								
千葉県	長生村	○						○	11,630			○						○	51,110													○			○	70,000	26,942					-医療費については実績なし -日本スポーツ振興センター共済負担金については金額
千葉県	白子町	○						○	11,630			○						○	51,080													○	○	18,313								体験会費、医療費・・・実績なし。
千葉県	長柄町	○						○	11,630			○						○	54,080													○	○	19,345								

都道府県	市町村名	2. 中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）																																									8. その他
		（1） 費目毎の援助額																																								（5）補足事項	就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する貴市町村の取組・対応について、これまでの回答への補足があればご記入ください。
		学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費										修学旅行費											
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項		
55	55	54	0	0	9	9	9	45	45	0	2	54	0	0	5	5	5	49	49	0	0	25	24	24	1	1	1	0	0	0	6	54	46	46	8	8	8	0	0	0	2	23	2
千葉県	千葉市	○						○	22,730			○						○	63,000			○	○	67,133								○	○	51,076								・通学用品費は、2年生以上に支給 ・制服調整費は、1年生のみに支給	
千葉県	銚子市	○						○	25,910			○						○	69,260			○	○	57,200								○	○	43,000								・令和5年度予算計上単価で記入	
千葉県	市川市	○						○	22,730			○						○	63,000			○	○	118,998								○	○	61,575									家計急変家庭からの就学援助の申請については、特別認定という制度を手引きに定め、各家庭の事情を鑑みての運用を行っている。
千葉県	船橋市	○						○	22,730			○						○	63,000			○	○	70,554								○	○	56,422								給食費について、就学援助認定者は全額減免。	
千葉県	館山市	○						○	22,730			○						○	63,000			○	○	0							実績無	○	○	62,300							令和5年度予算計上単価		
千葉県	木更津市	○						○	22,730			○						○	63,000													○	○	68,210									
千葉県	松戸市	○						○	22,730			○						○	60,000			○	○	67,012								○	○	66,376									
千葉県	野田市	○						○	22,730			○						○	63,000													○	○	69,021									
千葉県	茂原市	○						○	22,730			○						○	60,000													○	○	65,486									
千葉県	成田市	○			○	※	※				上限の金額及び支給平均額中1：22,730円、中2～3：25,000円	○						○	63,000			○	○	0							支給実績無し	○	○	60,910								・支給平均額は令和5年度予算計上額 ・「学用品費」と「通学用品費」を合算した額を「学用品費・通学用品費」として1つの費目で支給	
千葉県	佐倉市	○						○	22,730			○						○	63,000													○	○	58,335									
千葉県	東金市	○						○	22,730			○						○	63,000													○	○	66,256									
千葉県	旭市	○						○	22,730			○						○	63,000			○	○	0								○	○	43,374								【交通費】該当児童がいないため 【オンライン学習通信費】金額は世帯上限で支給を行う	
千葉県	習志野市	○						○	22,730			○						○	63,000			○	○	2,620								○	○	64,000								修学旅行費、校外活動費（宿泊を伴わないもの）、校外活動費（宿泊を伴うもの）は、令和5年度予算単価額	
千葉県	柏市	○						○	22,730			○						○	60,000													○	○	58,291									
千葉県	勝浦市	○						○	22,730			○						○	63,000			○	○	90,510								○	○	68,490									
千葉県	市原市	○						○	22,740			○						○	57,980			○	○	102,540								○			○	57,720	56,064						
千葉県	流山市	○						○	22,730			○						○	63,000													○	○	69,511									
千葉県	八千代市	○						○	22,730			○						○	63,000			○	○	25,000							R5予算単価	○	○	51,000							R5予算単価	医療費はR4支給実績なし。学校給食費以外の平均支給額はR5予算単価	
千葉県	我孫子市	○						○	22,730			○						○	60,000													○	○	64,000									
千葉県	鴨川市	○						○	22,730			○						○	63,000													○	○	50,799									
千葉県	鎌ケ谷市	○			○	22,730	22,383					○						○	63,000													○	○	76,523								体育実技用具費については、柔道（7,650円）と剣道が該当するが、上限は金額の高い剣道の金額を記入している。 医療費については、実績がないため、「0円」となっている。	
千葉県	君津市	○						○	22,730			○						○	60,000			○	○	0								○	○	60,518									令和4年度の2・3学期は給食費が無償化されたため、1学期分のみを支給した。 令和5年度は、同世帯の第3子のみ給食費無償となった。
千葉県	富津市	○						○	22,730			○						○	63,000			○	○	0								○			○	60,910	60,910					通学費は、対象費目がありますが、支給実績はありません	
千葉県	浦安市	○						○	22,730			○						○	63,000													○	○	59,000								実費単価は令和5年度予算額です。	
千葉県	四街道市	○						○	22,730			○						○	63,000													○	○	66,106									
千葉県	袖ケ浦市	○						○	22,730			○						○	63,000													○	○	67,103									
千葉県	八街市	○						○	22,730			○						○	60,000													○			○	60,910	55,255					学用品費・通学用品費について、年度途中から認定された者および年度途中で就学援助打ち切りとなった者には、（一定額÷12）×（就学援助認定期間（月数））を支給する。	
千葉県	印西市	○			○	25,000	22,390					○			○	60,000	58,045					○	○	34,400								○	○	63,025								・学用品費と通学用品費は合算で上限額（25,000円）を設定 → 学用品費欄に記入し、通学用品費欄は空欄	
千葉県	白井市	○			○	22,730	22,730					○						○	60,000			○	○	0								○	○	57,037								学用品費及び通学用品費は、令和4年度予算に計上した単価を支給平均額に記載。通学費および医療費は実績なし。	
千葉県	富里市	○			○	22,730	19,503					○			○	60,000	52,720					○	○	0								○	○	58,511									
千葉県	南房総市	○						○	22,730			○						○	63,000			○			○	80,880	0				利用なし	○			○	60,910	49,810						
千葉県	匝瑳市	○						○	22,730			○						○	63,000			○	○	0							実績なし	○	○	41,473									
千葉県	香取市	○						○	22,730			○						○	63,000													○	○	44,408								医療費は、令和4年度実績なし	
千葉県	山武市	○						○	22,730			○						○	60,000													○	○	69,150									
千葉県	いすみ市	○						○	22,730			○						○	63,000			○	○	33,340								○	○	70,770								眼鏡等購入費は令和5年度より開始	
千葉県	大網白里市	○						○	22,730			○						○	63,000													○	○	67,612									
千葉県	酒々井町	○						○	22,730			○						○	60,000													○	○	60,648									
千葉県	栄町	○			○	22,730	22,730					○			○	60,000	60,000															○	○	63,738									
千葉県	神崎町	○						○	22,730			○						○	60,000			○	○	0								○	○	67,041									
千葉県	多古町	○						○	22,730			○						○	63,000			○	○	0							実績なし	○	○	46,582								オンライン学習通信費については、令和4年10月1日から適用。年度途中から就学援助費の支給を開始する場合は、年額16,800円を12月で除して得た額に支給月額を乗じて得た額（10円未満はの端数切り捨て）を支給額とする。	
千葉県	東庄町	○						○	22,730			○						○	60,000													○			○	60,910	60,910						
千葉県	九十九里町	○			○	22,730	21,942					○						○	63,000													○			○	60,910	47,374						
千葉県	芝山町	○						○	22,730			○						○	60,000													○			○	60,000	52,000						
千葉県	横芝光町	○						○	22,730			○						○	60,000													○	○	74,579								・（1）新入学児童生徒用学用品費の対象は第1学年のみとなり、小学校第6学年時に中学校入学準備費を受給していない者に限ります。 ・（1）通学用品費の対象は第1学年以外となります。 ・（1）医療費は18歳まで無料であり、支出がないため0円となります。 ・（4）交通災害保険料の単価について、要綱上は学年毎で異なる額を設定していますが、実際に保護者が支払っている額が全学年共通で350円となるため、一定額欄に350円と記載しています。	
千葉県	一宮町	○						○	22,730		4月に年額支給しているが、年度の途中で認定は月割り支給をしている。	○						○	60,000													○	○	57,492								修学旅行費:令和4年度実績平均額 校外活動費:令和4年度実績平均額	
千葉県	睦沢町	○						○	22,730			○						○	63,000													○	○	66,344									
千葉県	長生村	○						○	22,730			○						○	60,980													○			○	70,000	69,041					・医療費については実績なし ・日本スポーツ振興センター共済負担金については免除。区域外 実費支給平均552円	
千葉県	白子町	○						○	22,730			○						○	60,000													○	○	50,000								クラブ活動費、医療費・・・実績なし	
千葉県	長柄町	○						○	22,730			○						○	63,000													○	○	67,500									

		1．令和5年度就学援助制度の実施について																																	
		1．就学援助制度の周知方法																																	
		（1）就学援助制度の周知方法（あてはまるものに○）												（3）就学援助（要保護・準要保護）の申請期間（あてはまるもの1つに○）							（4）（3）のオの内容・補足事項	（5）就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法（あてはまるもの全てに○）								（6）（5）のキの内容	（7）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫（あてはまるもの全てに○）							（8）（7）のカの内容
都道府県	市町村名	ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の基準時に就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員・児童委員がスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から児童生徒を通学している世帯へ案内を送付	コ．その他		ア．申請期間を設定し、期間内のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けており、年度当初から援助	ウ．随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ．各学期で申請期間を設定し、各学期分から援助	オ．その他		ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず、学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、学校もしくは教育委員会に提出	キ．その他		ア．自につ使やすいサイトルや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ．各費目の援助額や年間の援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他	
50	55	48	34	19	38	34	28	40	1	3	21	21	0	2	10	8	3	3	26	8	23	1	0	0	3	3	19	2	33	41	10	4	4	
千葉県	長南町	○				○	○								○						○								○	○				
千葉県	大多喜町		○		○			○							○						○								○	○				
千葉県	御宿町	○			○						○	相談があった場合、学校又は教育委員会で制度案内					○	年度当初に申請締切を設定し、締切を過ぎた申請の場合は、申請月や認定月以降から援助				○								○			
千葉県	鋸南町		○			○					○	幼稚園父母会等にて説明、案内を配付。			○						○						○						
千葉県	布施学校組合				○						○	相談があった場合、学校又は教育委員会で制度案内					○	年度当初に申請締切を設定し、締切を過ぎた申請の場合は、申請月や認定月以降から援助	○											○			

2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）

令和5年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）

都道府県	市町村名	＜小学校＞ア. 入学前支給を行っている	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ. 入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ. そもそも新入学児童生徒がいないため、入学前支給を行っていない	オ. そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ. その他	＜小学校＞(2)（1）のカの内容	＜小学校＞ア. 令和4年度（令和4年度新入学分）以前	イ. 令和5年度（令和5年度新入学分）	ウ. 令和6年度（令和7年度新入学分）以降	エ. 未定	＜小学校＞ア. 6月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月初旬（入学式前）	＜小学校＞ア. 教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ. 自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ. 就学案内の書類に記載または就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に学校で案内を配布	オ. 学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ. 域内の幼稚園や保育所に案内を配布	キ. 域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内（文書配布に加えて説明会などを実施している場合など）	ク. 民生委員や児童ケアソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. 小学校入学予定者がいる家庭へ案内を郵送	コ. その他	＜小学校＞(6)（5）のコの内容	＜小学校＞(7)（4）でア. イ. ウ. エに○をした場合、（入学前支給の）①開始時期②申請期日③（7）の場合）支給時期	＜小学校＞ア. 予算の確保が難しいから	イ. 規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ. 認定回数が増えた、支給に伴う事務へ人員の配置が必要になるから	エ. （入学前支給と位置づける）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ. その他	＜小学校＞(9)（8）のエ及びオの内容
50	50	34	0	0	0	0	1	1	34	0	0	0	0	0	0	0	2	9	16	28	1	30	24	13	30	34	4	4	1	2	9	9	2	0	0	0	0	0	0
千葉県	長南町	○							○										○					○		○													
千葉県	大多喜町	○							○										○				○		○								①10月頃②12月中旬頃						
千葉県	御宿町	○							○											○					○														
千葉県	鋸南町						○	制度としてはあるが、申請者がいないため支給実績なし。															○																	
千葉県	布施学校組合	○							○											○					○														

都道府県	市町村名	<中学校> ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給をしていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学児童分はその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他	<中学校>（2）（1）のカの内容	<中学校> ア．令和4年度（令和5年度新入学分）以前	イ．令和5年度（令和6年度新入学分）	ウ．令和6年度（令和7年度新入学分）以降	エ．未定	<中学校> ア．8月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月（初旬（入学式前）	<中学校> ア．年度初旬から	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定関数が増える、事務量に手続きへ入る場合の対応など、事務量が増加するから	エ．入学前支給と保育無償化制度があるから	オ．その他	<中学校> （6）（5）のエ及びオの内容	5．実対象児童数の認定について（重要項目） （1）当てはまるもの1つに○ ア．従前より実対象児童等の認定を行っており、その際と同様の基準により認定	イ．新たに認定基準等を定め、その基準により認定	ウ．相談があった場合、事例に応じて個別に対応	エ．就学援助制度の活用により対応	オ．新たに認定基準を定めることを検討中	カ．そもそも対象者がいない	キ．その他	（2）（1）のキの内容
50	50	53	0	0	0	1	1	1	53	0	0	0	0	0	1	0	3	8	12	20	0	0	0	0	0	0	0	19	0	29	1	1	2	3	3
千葉県	長南町	○							○										○											○					
千葉県	大多喜町	○							○										○													○			
千葉県	御宿町	○							○											○										○					
千葉県	鋸南町						○	制度としてはあるが、申請者がいないため支給実績なし。																						○					
千葉県	布施学校組合					○																								○					

		4. 就学援助制度の概要確認・認定基準について																						5. 生活保護基準見直しによる準要保護への影響及び対応について									6. 就学援助率
		（3）令和5年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに○）																		（4）（3）でソ、タ又はチに○をした場合、生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）	（5）（3）でツに○をした場合、市区町村独自保護扶養額に掛ける係数（倍率）		（6）（3）で子と回答した場合、その他の基準の内容	（7）補足事項	4.（3）でソ、タに○をした場合、平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い、見直し前と比べて、生活保護基準額が減額となる場合についての令和5年4月以降の対応									
都道府県	市町村名	ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村税の非課税	ウ. 市区町村税の免除	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険の保険料の減免または徴収の猶予	カ. 児童扶養手当の支給	キ. 母子家庭・父子家庭・寡婦・遺族年金・労働者	ク. PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ. 個人の事業の廃止	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付金の納い者、家計が厳しい者、または学用品等に不自由していると考えて保護者の生活状態が きわめて厳しと認められるもの	シ. 経済的な理由による欠席日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で、生活状態が厳しいと認められる者	セ. 生活福祉資金による受付け	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に金額が変わるもの)（例：生活保護の1.3倍、1.5倍等）（係数(倍率)を（4）に記入してください。）	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して機械的に金額が変わるもの)（例：生活保護の1.3倍の額（394万円）、1.5倍（463万円）等）（係数(倍率)を（4）に記入してください。）	チ. 特別支援教育就学奨励費に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（例：生活保護の1.3倍の額（394万円）、1.5倍（463万円）等）（係数(倍率)を（4）に記入してください。）	ツ. 市区町村独自(所得制限又は均等割)国民健康保険税一定の係数を掛けたもの（例：国民健康保険税の10倍、15倍等）（係数および税額を（5）に記入してください。）	テ. その他	係数(倍率) 倍	係数(倍率) 倍			ア. 基準改定による影響なし （1）令和5年4月以降、保護費の認定（ア. 基準改定による影響なし認定基準に変更）	イ. 基準改定による影響なし （1）令和5年4月以降、保護費の認定（イ. 基準改定による影響なし認定基準を継続）	ア. 生活保護基準見直しの影響がまだ明確でないため、対応していない（見直し後の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準で認定が定となった者は、改めて、見直し前の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準により再認定など）	イ. 生活保護基準見直しの影響が生じないと想定されるため、対応していない（準要保護者がいない、影響を受ける所得層の準要保護者がいない等）	ウ. 生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが、対応していない	エ. その他	（3）（2）でエとした場合のその内容	（4）（1）でイ、ウ、エ回答した場合 年	月	令和4年度
50	55	34	24	30	30	32	35	15	6	26	31	14	8	13	22	26	16	8	0	8	50	0	8	6	14	28	7	5	2	0	0	28	28	
千葉県	長南町															○					1.3				○			○						10%未満
千葉県	大多喜町															○					1.3				○		○							10%未満
千葉県	御宿町																	○			1.3													10%未満
千葉県	鋸南町	○					○									○					1.5				○			○						5%未満
千葉県	市教学校組合																	○			1.3													25%未満

7. 令和5年度要保護就学援助額

1. 小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

都道府県	市町村名	(1) 費目毎の設定の有無	学用品費 実費・現物支給	学用品費 支給平均額	学用品費 上限額	学用品費 上限の金額	学用品費 支給平均額	学用品費 一定額	学用品費 令和5年度単価	学用品費 その他	学用品費 補足事項	新入学児童生徒学用品費等 費目の設定の有無	新入学児童生徒学用品費等 実費・現物支給	新入学児童生徒学用品費等 支給平均額	新入学児童生徒学用品費等 上限額	新入学児童生徒学用品費等 上限の金額	新入学児童生徒学用品費等 支給平均額	新入学児童生徒学用品費等 一定額	新入学児童生徒学用品費等 令和5年度単価	新入学児童生徒学用品費等 その他	新入学児童生徒学用品費等 補足事項	給食費 費目の設定の有無	給食費 実費・現物支給	給食費 支給平均額	給食費 上限額	給食費 上限の金額	給食費 支給平均額	給食費 一定額	給食費 令和5年度単価	給食費 その他	給食費 補足事項	修学旅行費 費目の設定の有無	修学旅行費 実費・現物支給	修学旅行費 支給平均額	修学旅行費 上限額	修学旅行費 上限の金額	修学旅行費 支給平均額	修学旅行費 一定額	修学旅行費 令和5年度単価	修学旅行費 その他	修学旅行費 補足事項	(5) 補足事項
55	55	55	0	0	9	9	9	46	46	0	2	55	0	0	5	5	5	50	50	0	0	27	26	26	1	1	1	0	0	0	10	55	47	47	8	8	8	0	0	0	2	
千葉県	長南町	○						○	11,630			○						○	54,080													○	○	18,480								医療費及び校外活動費（宿泊なし）、クラブ活動費、児童会費、実績なし。
千葉県	大多喜町	○			○	11,630	10,770					○			○	54,080	54,080					○	○	66,100								○	○	23,751								医療費については、子ども医療費制度があり、支給していない。
千葉県	御宿町	○						○	11,630			○						○	54,080			○	○	0								○	○	26,000								
千葉県	鋸南町	○			○	11,630	8,238					○			○	54,080	0					○	○	0								○	○	0								令和5年度要保護認定者0名、準要保護認定者2名 令和4年度要保護認定者0名、準要保護認定者2名（年度途中の認定者2名及び町外小学校在籍者2名）
千葉県	布施学校組合	○						○	11,630			○						○	54,080			○	○	0								○	○	26,000								

| 都道府県 | 市町村名 | 2. 中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額） | | |